

令和8年度

京都市市税収納事務の手引
(金融機関等用)

京都市 市税事務所 納税推進担当

目次

| | |
|---|----|
| 主な市税の納期一覧表 | 1 |
| 第1 市税の収納要領 | |
| 1 固定資産税・都市計画税(償却資産を含む)、市・府民税・森林環境税の収納要領 | 1 |
| (1) 年税額を一括納付する申出があった場合 | 1 |
| (2) 期別納付の申出があった場合 | 1 |
| (3) 具体的な処理手順 | 2 |
| 2 軽自動車税の収納要領 | 3 |
| 3 オンライン発行納付書(整理番号「16」)の収納要領 | 3 |
| 4 納期限が過ぎているものの収納要領 | 4 |
| (1) 収納するにあたって | 4 |
| (2) 督促状からワンライト納付書への記載例 | 4 |
| (3) 催告書からワンライト納付書への記載例 | 5 |
| (4) 一括納付用納付書からワンライト納付書への記載例 | 7 |
| (5) 市・府民税・森林環境税(特別徴収)納入書からワンライト納付書への記載例 | 8 |
| (6) 法人市民税納付書からワンライト納付書への記載例 | 8 |
| (7) 宿泊税納入書からワンライト納付書への記載例 | 9 |
| 5 延滞金について | 10 |
| 延滞金早見表の使用方法 | 10 |
| (参考) 延滞金の計算方法 | 10 |
| 第2 市税の口座振替 | |
| 1 口座振替の取扱いについて | 11 |
| (1) 「京都市市税預金口座振替依頼書」の取扱い | 11 |
| (2) 「依頼書」を受け付けるにあたっての注意点 | 11 |
| (3) 「依頼書」の記入上の注意 | 13 |
| (4) 「依頼書」の記入例 | 14 |
| 2 京都市市税口座振替事務取扱要綱 | 15 |
| 3 京都市市税口座振替事務取扱要領 | 19 |
| 第3 取扱税目一覧・お問合せ先 | 24 |
| 別紙 各種様式 | 25 |

主な市税の納期一覧表【令和8年度】

| 年月 | 納期限 | 主な税目 |
|------|-----|----------------------|
| 令和8年 | 4月 | 4月30日(木) 固定資産税 第1期分 |
| | 5月 | 6月1日(月) 軽自動車税 |
| | 6月 | 6月30日(火) 市・府民税 第1期分 |
| | 7月 | 7月31日(金) 固定資産税 第2期分 |
| | 8月 | 8月31日(月) 市・府民税 第2期分 |
| | 9月 | 9月随時分 |
| | 10月 | 11月2日(月) 市・府民税 第3期分 |
| | 11月 | 11月30日(月) 11月随時分 |
| 令和9年 | 12月 | 12月28日(月) 固定資産税 第3期分 |
| | 1月 | 2月1日(月) 市・府民税 第4期分 |
| | 2月 | 3月1日(月) 固定資産税 第4期分 |
| | 3月 | 3月随時分 |

※ 税目欄に「市・府民税」とあるのは市民税・府民税・森林環境税（普通徴収）のこと、「固定資産税」とあるのは固定資産税・都市計画税（土地・家屋）及び固定資産税（償却資産）のことをそれぞれいう。

第1 市税の収納要領

1 固定資産税・都市計画税（償却資産を含む）、市・府民税・森林環境税の収納要領

(1) 年税額を一括納付する申出があった場合（京都市では前納報奨金は交付していません。）

ア 第1期分の納期限内は、一括納付用納付書で収納してください。※1

イ 第1期分の納期限後は、各期の納付書で収納してください。

第1期分納期限後に、年税額を一括納付する旨の申出があった場合は、第1期分から第4期分までの各期の納付書1枚ずつで収納してください。ただし、一括納付用納付書のみ持参の場合は、市税事務所納税室納税第1～6担当又は諸税徴収担当（以下納税室各担当という。連絡先等は24ページを参照してください）に、延滞金の有無を御確認のうえ、以下のとおりお取扱ってください。

(ア) 本税と延滞金をあわせて納付する場合は、ワンライト納付書で収納してください。

7ページの「(4) 一括納付用納付書からワンライト納付書への記載例」を参照してください。

(イ) 延滞金の有無にかかわらず、本税のみを納付する場合は、一括納付用納付書で収納してください。※1、※2

※1 近年、誤って重複して納付される事案が増えています。不要となる第1期分から第4期分までの納付書を取扱窓口で破棄していただくか、重複して納付することがないように破棄していただくようお願いください。

※2 延滞金を納付しない場合は、「後日、市税事務所から未納延滞金について請求がある。」旨をお伝えください。

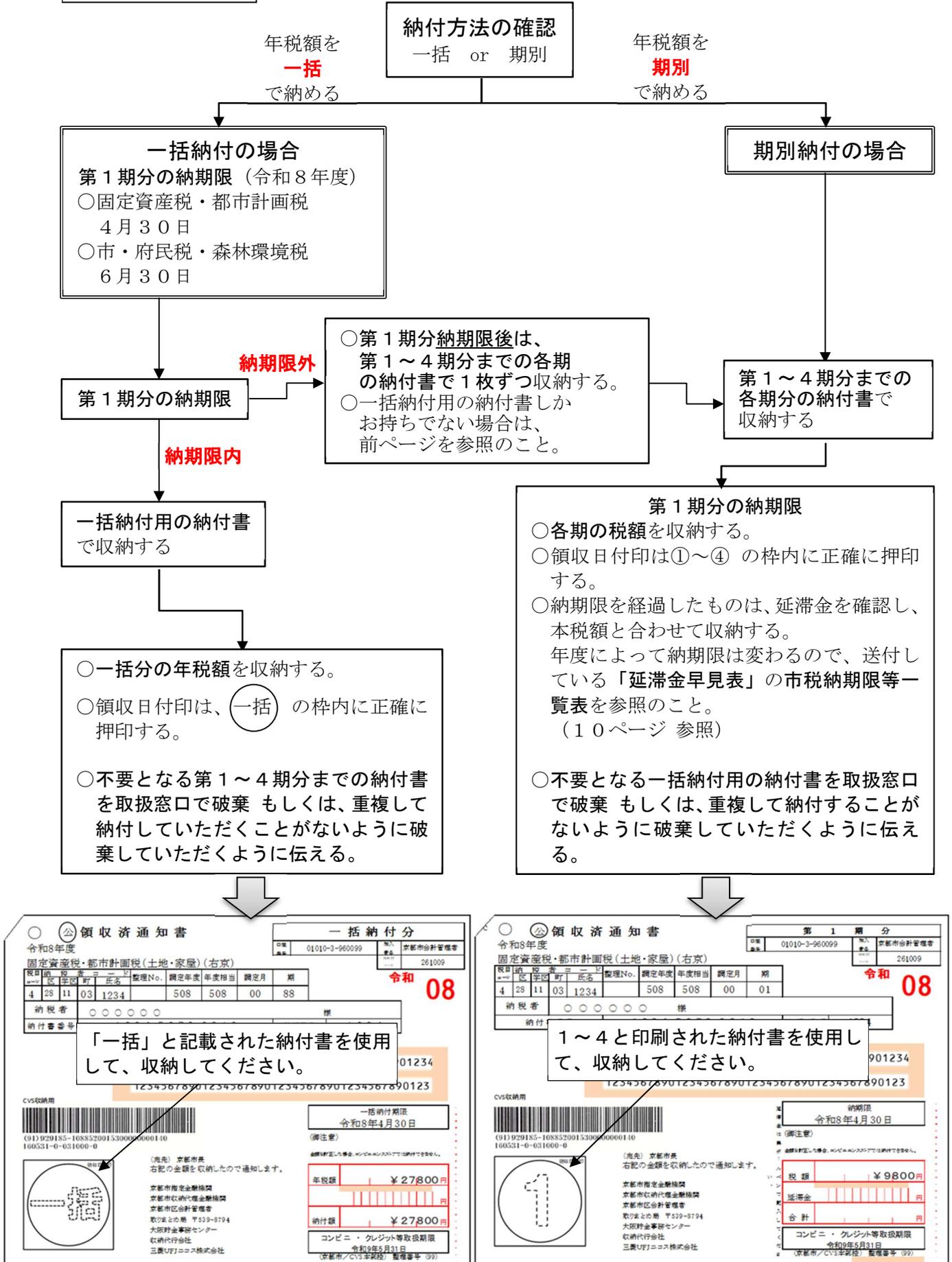
(2) 期別納付の申出があった場合

第1期分から第4期分までの各期の納付書で収納してください。※1

納期未到来の未納分納付書は、次回納付時まで紛失しないよう保管していただくようお願いください。（各納期前に収納することもできます。）

※1 近年、誤って重複して納付される事案が増えています。不要となる一括納付用納付書を取扱窓口で破棄していただくか、重複して納付することがないように破棄していただくようお願いください。

③ 具体的な処理手順



2 軽自動車税の収納要領

(1) 軽自動車税は、車両1台ごとに課税していますので、同一納税者に対し複数の納付書を発行している場合がありますが、納付書1枚ごとに1件として取り扱ってください。

(2) 軽自動車税の納税通知書に継続検査（車検）用の納税証明書欄を設けております。

この欄には、金融機関の領収日付印の押印が必要ですので、軽自動車税を収納される際には、この欄にも忘れずに領収日付印を押印していただきますようお願いいたします。

ただし、継続検査（車検）用の納税証明書欄の公印及び領収日付印欄が*で抹消されている場合は押印の必要はありません。

領収日付印 押印箇所

3 オンライン発行納付書（整理番号「16」）の収納要領

収納するにあたり「納期限」、「指定納期限」の記載を確認してください。

(1) 「納期限」と記載されているもの

ア 納期限内のものは、小計欄に記載の金額を収納してください。

イ 納期限後は、「延滞金早見表」により延滞金の有無を判定（10ページ参照）し、納税室各担当（24ページ参照）に確認した延滞金額と合計額を黒ボールペンで記載して合計額を収納してください。（ゆうちょ銀行及び郵便局を除く。）

(2) 「指定納期限」記載されている、又は記載がされていないもの

延滞金の確認は行わず、合計欄又は小計欄に記載されている金額を収納してください。

4 納期限が過ぎているものの収納要領

(1) 収納するにあたって

ア 延滞金について

「延滞金早見表」により延滞金の有無を判定し、納税室各担当（24ページ参照）に延滞金額を確認してください。（延滞金早見表の使用方法は10ページ参照）

イ 収納について

OCR用紙の場合、**税額 下欄に黒ボールペンで延滞金額と合計額を記載して**収納してください。ワンライト納付書での収納については、4～9ページの記載例を参照してください。

※ 延滞金を納付しない納税者については、ひとまず本税のみを収納し、「後日、市税事務所から未納延滞金について請求がある。」旨を、お伝えください。

なお、延滞金未徴収の場合は、納税室各担当（24ページ参照）へ連絡し、「延滞金未徴収市税事務所△△担当に連絡済」と原符（金融機関保管分）に記載してください。

(2) 督促状からワンライト納付書への記載例

令和8年度 固定資産税 都市計画税 (土地 家屋) 督促状

| | | | | | |
|--------------------------|--------|------|----------|----------|--|
| 整理番号 | 22 | 取扱者名 | 京都市会計管理者 | | |
| 税目コード | 納税者コード | | 氏名 | No. | |
| | 区 | 学区 | | | |
| 4 | 24 | 11 | 10 | 1234 | |
| 調定年度 | 年度相当 | 調定月 | 期 | 税額又は納入金額 | |
| 508 | 508 | 00 | 01 | ¥76,200 | |
| 延滞金 右面に記載する計算方法により計算した金額 | | | | | |

納期限までに上記の税を完納されていませんので、京都市市税条例第11条の規定により、督促状を発送します。上記の金額を至急右面の納付（納入）場所で納めてください。

令和8年5月29日
京都市長

公印

(空欄の場合は転記不要)

国民健康保険料等、市税以外は納付できないので確認をお願いします

延滞金は税額に応じて変化します。

該当税目を○で囲む

表示税目以外の場合、空欄に記載する

領収証書(京都市税) 口座番号 01090-6-960022 加入者名 京都市会計管理者

納税義務者名 甲野太郎

納税者(住所氏名) 京都市下京区間ノ町五条下る 甲野太郎 様

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|------|------|-----|------|-----------------------|---|---|-----------------|--------------------------|---|---|---|---|---|-------------|
| 税目コード | 区 | 学区 | 町 | 氏名 | 税目 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 税 | | |
| 4 | 24 | 11 | 10 | 1234 | 市府民税 森林環境税 (普通) | | | | 固定資産税 都市計画税 (土地家屋) | | | | 税 | | |
| No. | 調定年度 | 年度相当 | 調定月 | 期 | 税 額 | | | 延 滞 金 (加 算 金) | | | | | | | |
| 4 | 508 | 508 | 00 | 01 | | 7 | 6 | 2 | 0 | 0 | | 1 | 5 | 0 | 0 |
| 小 計 | | | | | | 7 | 6 | 2 | 0 | 0 | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | | | | | | ¥ 7 7 7 0 0 |

指定納期限 令和 年 月 日

(京都市) 領収証書は大切に保存してください。左記の金額を領収しました。京都市指定金融機関 京都市収納代理金融機関 受入日付印

領収印

(納税者保存)

③ 催告書からワンライト納付書への記載例

ア 1枚の催告書に複数の税目が記載されている場合は、1枚のワンライト納付書では収納できません。

税目や納税者コード、調定年度が異なれば、複数枚数のワンライト納付書を使用してください。

イ 催告書に記載されている延滞金額は、催告書発付日までの延滞金額ですので、実際の収納にあたっては、必ず「延滞金早見表」により延滞金の有無を判定し、納税室各担当（24ページ参照）に確認した延滞金額を収納してください。

◆ 催告書（A4サイズ）の記載内容及びワンライト納付書への記載

令和8年8月21日

()
600-0000
京都市下京区間ノ町五条下る

甲野 太郎 様

納税義務者
甲野 太郎 様

京都市中京区寺町通御池上る
上本能寺前町488番地
京都市役所 分庁舎1階
京都市 市税事務所 納税第4担当(下京
電話075-222-3458

市税の納付催告書

①

指定期日 令和8年8月28日

整理番号 22

| 税目 | 区 学区 町 氏名コード | 整理No. | 調定年 | 年度 | 期月 | 期 | 納期限 | 未納税額 (円) | 延滞金額 (円) | 備考 |
|------------------|---------------|-------|-----|-----|----|----|-----------|-------------|-------------|----|
| 1 | 24 11 10 1234 | | 508 | 508 | 00 | 01 | 令和8年6月30日 | 200000 | 1500 | |
| 令和8年度 市・府民税 第1期分 | | | | | | | | | | |
| 4 | 24 11 10 1234 | | 508 | 508 | 00 | 01 | 令和8年4月30日 | 50000 | 1100 | |
| 令和8年度 固定資産税 第1期分 | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | 252600 | |

* 延滞金額は令和8年8月21日現在で算出した額であり、納付時に再計算します。



税目が異なるため、2枚のワンライト納付書で収納します。(記載例は6ページ参照)

④ 一括納付用納付書からワンライト納付書への記載例

本税と延滞金をあわせて納付する場合は、ワンライト納付書で収納してください。

延滞金額については、納税室各担当（24ページ参照）に確認してください。

なお、以下のどちらかの場合は、ワンライト納付書で収納する必要はありません。

ア 延滞金の有無にかかわらず、本税のみを収納する場合

一括納付用納付書で収納してください。

イ 各期の納付書をお持ちの場合

各期の納付書で収納してください。

○ 公 領収済通知書

令和8年度

一括納付分

口座番号 01010-3-960099 加入者名 京都市会計管理者 261009

固定資産税・都市計画税(土地・家屋)(右京)

| 税目コード | 区 | 学区 | 町 | 氏名 | 整理No. | 調定年度 | 年度相当 | 調定月 | 期 |
|-------|----|----|----|------|-------|------|------|-----|----|
| 4 | 28 | 11 | 03 | 1234 | | 508 | 508 | 00 | 88 |

納税者 〇〇〇〇〇〇 様

納付書番号 123456789012 確認番号 1234

CVS収納用

1234567890123456789012345678901234

123456789012345678901234567890123

一括納付期限 令和8年4月30日

年税額 ￥160000円

納付額 ￥160000円

令和8年度一括分(税額) 160,000円

令和8年度1期(延滞金) 1,800円

令和8年度2期(延滞金) 1,000円

を合わせて収納する場合

該当税目を○で囲む

延滞金額については、期ごとに金額を記載。例：
 令和8年度一括分(税額) 160,000円
 令和8年度1期(延滞金) 1,800円
 令和8年度2期(延滞金) 1,000円
 を合わせて収納する場合

公 領収証書(京都市税)

口座番号 01090-6-960022 加入者名

納税者(住所氏名) 〇〇〇〇 様

| 税目コード | 区 | 学区 | 町 | 氏名 | 税目 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 税額 | 延滞金(加算金) |
|-------|----|----|----|------|-------------|---|---|---|---|---|---|---|--------|----------|
| 4 | 28 | 11 | 03 | 1234 | 市市民税(管徴) | | | | | | | | 160000 | |
| | | | | | 市市民税(特徴) | | | | | | | | 1800 | |
| | | | | | 法人市民税 | | | | | | | | 1000 | |
| | | | | | 固定資産税(土地家屋) | | | | | | | | | |
| | | | | | 固定資産税(償却) | | | | | | | | | |
| | | | | | 軽自動車税(種別割) | | | | | | | | | |
| | | | | | 宿泊税 | | | | | | | | | |
| 小計 | | | | | | | | | | | | | 2800 | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | 162800 | |

整理番号(22)

領収印

(納税者保存)

整理番号99のものは、22と記載

(5) 市・府民税・森林環境税(特別徴収)納入書からワンライト納付書への記載例

京都市 市府民税 特別徴収 納入済通知書 (公)

| | | |
|---------------------------------|------------------------|------------------|
| 市区町村コード 261009 | 口座番号 01010-3-960099 | 加入者名 京都市会計管理者 |
| 0406286789000000883002610090993 | | |
| 年 月 分 令和 8 年 6 月 | 指定番号 123456 | CD 5 |
| 納入金額(1) ¥88300 | | 円 |

納税者コード: 123456
区: 上2桁(ただし50以上は60となる)
学区・町: 00
氏名: 123456

領収証書(京都市税)

| | | | |
|--------------------------|----------------|----------|----------|
| 口座番号 | 01090-6-960022 | 加入者名 | 京都市会計管理者 |
| 納税者(住所氏名) 株式会社 京都△△ 様 | | | |
| 京都市上京区〇〇-1-2 | | | |
| 税目 | 区 | 学区 | 町 |
| 1 | 2 | 3 | 4 |
| 2 | 120000 | 123456 | |
| 調定年度 | 年度相当 | 調定月 | 期 |
| 508 | 500 | 06 | 00 |
| 税 額 | | 延滞金(加算金) | |
| 88300 | | 00 | |
| 小 計 | | 88300 | |
| 合 計 | | ¥88300 | |

整理番号 (22)

市・府民税・森林環境税(特別徴収)分は22 (ます。)

市・府民税・森林環境税(特別徴収)分
税目コード: 2

領収印

指定納期限
令和 年 月 日

領収証書は大切に保存してください。左記の金額を領収しました。京都市指定金融機関京都市収納代理金融機関 受入日付印

上記のとおり通知します。(受付店→京都市指定金融機関→京都市)(整理番号99)

調定年度: 令和8年→508 (年度表記のため、令和8年1~3月分は507)
年度相当: 500
年度相当の1桁目は、調定年度の元号となる。
調定年度431→年度相当400、調定年度508→年度相当500
調定月: 6月分 → 06
期: 00

(6) 法人市民税納付書からワンライト納付書への記載例

京都市 法人市民税 領収済通知書 (公)

| | | |
|---|------------------------|-----------------|
| 市区町村コード 261009 | 口座番号 01090-6-960022 | 加入者 京都市会計管理者 |
| 所在地及び法人名(法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市民税の法人税割については法人課税信託の名称を併記) | | |
| 〒604-8588 京都市中京区〇〇-1-3 株式会社 京都〇〇 | | |
| 年 度 | ※ 始 理 事 項 | 法人番号 |
| 8 | 90 | 16123456 |
| 事業年度又は連結事業年度 | 申告区分 | |
| 751から8430まで | 予備修正決定 | |
| 法人税割額 01 | 30800 | |
| 均等割額 02 | 50000 | |
| 延滞金 03 | | |
| 合計額 05 | ¥80800 | |

納税者コード: 16 123456
区: 上2桁
学区・町: 00
氏名: 下6桁

領収証書(京都市税)

| | | | |
|--------------------------|----------------|----------|----------|
| 口座番号 | 01090-6-960022 | 加入者名 | 京都市会計管理者 |
| 納税者(住所氏名) 株式会社 京都〇〇 様 | | | |
| 京都市中京区〇〇-1-3 | | | |
| 税目 | 区 | 学区 | 町 |
| 3 | 16 | 00 | 00 |
| 123456 | | | |
| 調定年度 | 年度相当 | 調定月 | 期 |
| 90 | 508 | 05 | 01 |
| 税 額 | | 延滞金(加算金) | |
| 80800 | | 00 | |
| 小 計 | | 80800 | |
| 合 計 | | ¥80800 | |

整理番号 (22)

法人市民税分は22 (整理番号21の場合も22と記載)

法人市民税
税目コード: 3

領収印

指定納期限
令和 年 月 日

領収証書は大切に保存してください。左記の金額を領収しました。京都市指定金融機関京都市収納代理金融機関 受入日付印

上記のとおり通知します。(市保管)

調定年度: 令和8年→508 (年度が平成の場合: 平成31年度→431)
年度相当・調定月・期: 事業年度の始期を記載 751→507・05・01
※事業年度始期が平成31年4月30日までの場合: 元号を「4」とする。
3141 → 4310401

(7) 宿泊税納入書からワンライト納付書への記載例

ア 本税の場合

| | |
|---|---|
| 京都府 京都市 | 令和 8 年度 |
| 市区町村コード 2 6 1 0 0 9 | 宿泊税納入済通知書 (公) |
| 口座番号 01090-6-960022 | 加入者名 京都市会計管理者 |
| 申告年月 令和 8 年 4 月分 | 申告区分 申告年度 24123402 |
| 納税額 延滞金 加算金 合計額 ¥ 2 4 0 0 0 | 納税者コード 24 12 34 02 区 : 上 2 桁 学区 : 3・4 桁 町 : 5・6 桁 氏名 : 下 2 桁 |
| 納期限 令和 8 年 6 月 1 日 | 領収証書(京都市税) 納税者(住所氏名) 株式会社 京都□□ 様 京都市下京区〇〇-1-4 |
| (特別徴収義務者) 住所又は所在地 京都市下京区〇〇-1-4 氏名又は名称 株式会社 京都□□ | 領収印 |
| 取りまとめ店 大阪貯金事務センター (郵便番号539-8794) 上記のとおり通知します。 (宛先) 京都市長 京都市指定金融機関 京都市収納代理金融機関 京都市区会計管理者 整理番号 (22) | 領収日付印 領収印 (京都市保管) |

| | | | |
|--|---|---------------------------|--|
| 納税者(住所氏名) 株式会社 京都□□ 様 京都市下京区〇〇-1-4 | 口座番号 01090-6-960022 | 加入者名 京都市会計管理者 | 指定納期限 令和 年 月 日 |
| 税目 7 24 12 34 02 7 24 12 34 02 508 508 04 00 | 税目 1 市市民税 2 市市民税 3 法人市民税 4 固定資産税 5 固定資産税 6 軽自動車税 7 宿泊税 | 延滞金(加算金) | (京都市) 領収証書は大切に保存してください。 左記の金額を領収しました。 京都市指定金融機関 京都市収納代理金融機関 受入日付印 領収印 (納税者保存) |
| 小計 2 4 0 0 0 | 合計 2 4 0 0 0 | 合計 ¥ 2 4 0 0 0 | |
| 整理番号 (22) | 宿泊税分は 2 2 | 券金額の支払がない時は、この領収証書は失効します。 | |
| 調定年度 : 令和 8 年 → 5 0 8 (年度が平成の場合 : 平成 3 1 年度 → 4 3 1) 年度相当 : 令和 8 年 → 5 0 8 (年度表記となるので令和 8 年 1 ~ 3 月分は 5 0 7) 調定月 : 4 月分 → 0 4 期 : 0 0 | | | |

イ 加算金の場合

| | |
|---|---|
| 京都府 京都市 | 令和 8 年度 |
| 市区町村コード 2 6 1 0 0 9 | 宿泊税納入済通知書 (公) |
| 口座番号 01090-6-960022 | 加入者名 京都市会計管理者 |
| 申告年月 令和 8 年 4 月分 | 申告区分 申告年度 24123402 |
| 納税額 延滞金 加算金 合計額 ¥ 1 5 0 0 0 | 納税者コード 24 12 34 02 区 : 上 2 桁 学区 : 3・4 桁 町 : 5・6 桁 氏名 : 下 2 桁 |
| 納期限 令和 8 年 6 月 1 日 | 領収証書(京都市税) 納税者(住所氏名) 株式会社 京都□□ 様 京都市下京区〇〇-1-4 |
| (特別徴収義務者) 住所又は所在地 京都市下京区〇〇-1-4 氏名又は名称 株式会社 京都□□ | 領収印 |
| 取りまとめ店 大阪貯金事務センター (郵便番号539-8794) 上記のとおり通知します。 (宛先) 京都市長 京都市指定金融機関 京都市収納代理金融機関 京都市区会計管理者 整理番号 (22) | 領収日付印 領収印 (京都市保管) |

| | | | |
|---|---|---------------------------|--|
| 納税者(住所氏名) 株式会社 京都□□ 様 京都市下京区〇〇-1-4 | 口座番号 01090-6-960022 | 加入者名 京都市会計管理者 | 指定納期限 令和 年 月 日 |
| 税目 7 24 12 34 02 7 24 12 34 02 508 508 04 00 | 税目 1 市市民税 2 市市民税 3 法人市民税 4 固定資産税 5 固定資産税 6 軽自動車税 7 宿泊税 | 延滞金 加算金 1 5 0 0 | (京都市) 領収証書は大切に保存してください。 左記の金額を領収しました。 京都市指定金融機関 京都市収納代理金融機関 受入日付印 領収印 (納税者保存) |
| 小計 2 4 0 0 0 | 合計 2 4 0 0 0 | 合計 ¥ 1 5 0 0 0 | |
| 整理番号 (22) | (加算金) に○をする | 券金額の支払がない時は、この領収証書は失効します。 | |

5 延滞金について

延滞金早見表の使用方法

本市では、延滞金の額が1,000円未満の場合は、延滞金を徴収しません。そのため、納期限を経過した市税を収納する場合は、まず「延滞金早見表」※を用いて、延滞金の徴収の要否を確認してください。延滞金の徴収が必要な場合は、納税室各担当（24ページ参照）に連絡のうえ、延滞金額を確認してください。ただし、一括納付書、「指定納期限」と記載されている納付書、「納期限」及び「指定納期限」いずれもが記載されていない納付書を用いて納付される場合を除きます。

※「延滞金早見表」では、納付日現在で延滞金が1,000円以上となる期別の税額を記載しています。

【使用例】

令和8年10月2日に令和7年度 固定資産税 第1期分(納期限 令和7年4月30日)を納付に来られた場合

市税延滞金早見表（単位：千円）

令和8年10月（1日～15日）

| 年 | 税目 | 期別 | 納期限 | 納 | | | | 中略 | 付 日 | | | | | | | |
|-------|-------|----|--------|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 令和7年度 | 固定資産税 | 1 | 7.4.30 | 9 | 9 | 9 | 9 | 中略 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| | | 2 | 7.7.31 | 11 | 11 | 11 | 10 | | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | |
| | | 3 | 8.1.5 | 17 | 17 | 17 | 17 | | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | |
| | | 4 | 8.3.2 | 21 | 21 | 21 | 21 | | 21 | 21 | 21 | 20 | 20 | 20 | 20 | |

この場合、期別税額が9,000円以上であれば、延滞金額の徴収が必要です。
納税室 各担当に延滞金額を確認してください（税額が9,000円未満の場合、確認不要です。）。

（参考）延滞金の計算方法

- (1) 延滞金は税目別かつ期別ごとに計算します。

税額×延滞日数×延滞金の割合÷365日＝延滞金額

※ 税額が2,000円未満の場合は、延滞金は加算されません。

※ 税額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てて1,000円単位で延滞金の計算を行います。

※ 求めた延滞金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨てます。

- (2) 延滞期間中に「延滞金の割合」が変わる場合、各延滞金割合の適用期間における「延滞日数」と「延滞金の割合」を用いて、それぞれの期間について計算した延滞金額（1円未満の端数切捨）の合計額が徴収すべき延滞金額となります。

- (3) 令和8年における延滞金の割合は、納期限の翌日から1月を経過する日までは年2.8%（令和8年中の延滞金特例基準割合+1%）、納期限の翌日から1月を経過した日以後は、年9.1%（令和8年中の延滞金特例基準割合+7.3%）となっています。

※ 延滞金特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示する割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸付けの平均利率の合計を12で除して得た割合）に、年1%を加算した割合をいいます。

令和8年の「租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示する割合」は0.8%であるため、延滞金特例基準割合はそれに1%を加算した割合である「1.8%」となります。

第2 市税の口座振替

市税のうち、市・府民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税について、口座振替制度を設けています。

現在、市税の口座振替の加入者拡大に努めていますので、御協力をよろしく申し上げます。

なお、「京都市市税口座振替事務取扱要綱」及び「同取扱要領」（15、19ページ参照）を定めておりますので、これらに御留意いただき、事務処理をしていただきますようお願いいたします。

| 口座振替が可能な税目 | 口座振替の取扱いを行っていない税目 |
|---|--|
| 市・府民税・森林環境税（普通徴収） 固定資産税・都市計画税（土地・家屋） 固定資産税（償却資産） 軽自動車税 | 市・府民税・森林環境税（特別徴収） 法人市民税、事業所税 市たばこ税、入湯税、宿泊税 |

1 口座振替の取扱いについて

(1) 「京都市市税預金口座振替依頼書」の取扱い

京都市市税預金口座振替依頼書（以下「依頼書」という。）は、3枚1組です。

- 1枚目 金融機関用・・・取扱収納機関で保管してください。
- 2枚目 京都市保管用・・・取扱収納機関が市税事務所 納税推進担当（以下「納税推進担当」という。24ページ参照）へ送付してください。
- 3枚目 お客様控え・・・申込者にお渡しください。

(2) 「依頼書」を受け付けるにあたっての注意点

ア 開始の場合

- (ア) 口座振替可能な税目であることを御確認ください。特に、**市・府民税・森林環境税（特別徴収）、法人市民税は口座振替できない税目のため、御注意ください。**
- (イ) 京都市保管用の依頼書の納税推進担当必着日（12ページ参照）から推測して口座振替開始時期を説明してください。また、手続き完了後に納税推進担当から送付する「口座振替開始のお知らせ」により開始時期をお知らせするまでは、お持ちの納付書でお納めいただく必要があることを申込者に説明してください。
- (ウ) 口座振替分については領収書が発行されないため、振替済額の確認は預貯金通帳への記帳等により確認していただくよう説明してください。
- (エ) 京都市保管用の依頼書の納税推進担当への送付が遅れますと、口座振替開始時期が遅れる等のトラブルの原因となりますので、手続きが完了次第、速やかに納税推進担当まで京都市保管用の依頼書を送付してください。

※ 振替方法として「一括納付」を選択されている場合、納税推進担当必着日が**市・府民税は5月20日、固定資産税は3月20日**となります（休日の場合は、翌市役所開庁日。）

これ以降に到着した場合は、一括納付の取扱いは翌年度からになり、当該年度は、第2期分からの期別扱いとなりますので、御注意ください。

イ 取消の場合

一つの口座から複数の固定資産税（納税者コードが複数）を振替されている方や、複数の税目（市・府民税と固定資産税等）を振替されている方が、いずれか1件の口座振替の取消を申し込まれた際に、全ての口座振替を取り消してしまい納税者の意思と異なる処理がされる事例があります。口座振替の取消の依頼があった際は、納税者の意思を御確認のうえ処理していただきますようお願いいたします。

上記のようなケースでシステム上対応できない場合や取消時期について納税義務者から問い合わせがあった場合は、納税推進担当に御相談いただくか納税者から納税推進担当に連絡するようお願いください。

ウ 申込内容を変更する場合

申込内容を変更する場合は、ア 開始 の場合と同様の取扱いをしてください。

「依頼書」納税推進担当 必着日及び振替日 一覧表

| 税 目 期 別 | 市・府民税・ 森林環境税 (普通徴収) | | 固定資産税・ 都市計画税 (償却資産を含む) | | 軽自動車税 | |
|-----------------|---------------------------|-------|------------------------------|--------|---------------|------|
| | 納税推進担当 必着日 | 振替日 | 納税推進担当 必着日 | 振替日 | 納税推進担当 必着日 | 振替日 |
| 第1期分又は 一括納付分 | 5月20日 | 6月末日 | 3月20日 | 4月末日 | 4月20日 | 5月末日 |
| 第2期分 | 7月20日 | 8月末日 | 6月20日 | 7月末日 | / | |
| 第3期分 | 9月20日 | 10月末日 | 11月20日 | 12月28日 | | |
| 第4期分 | 12月20日 | 1月末日 | 1月20日 | 2月末日 | | |

※ 振替日と必着日が休日の場合は、翌市役所開庁日になります。令和8年度については、1ページの【**主な市税の納期一覧表**】を御参照ください。

③ 「依頼書」の記入上の注意

「依頼書」を御記入いただく場合、下記の事項に御注意ください。(14ページ参照)

- ① 申込年月日
受付日を記入してください。
- ② 依頼先金融機関欄
 - ・金融機関名は貴行の名称を記入してください。
 - ・店舗名は受付店舗名ではなく、**振替を実行する店舗名を記入してください。**
 - ・ゆうちょ銀行の場合、店舗名の記入は不要です。
- ③ 依頼区分欄
 - ・「開始」、「取消」のいずれか該当するものを○で囲んでください。
- ④ 預貯金者口座名義欄
 - ・口座名義人の住所(所在地)、氏名又は名称、フリガナ、電話番号を記入してください。
 - ・通帳届出印は照合のうえ、明瞭に押印してください。**2枚目にも押印してください。**
- ⑤ 指定口座欄
 - ・ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合
上段の金融機関欄に金融機関コード、店舗コード(全国銀行協会統一コード)、預金種別(該当に○)、口座番号を記入してください。
 - ・ゆうちょ銀行の場合
下段のゆうちょ銀行欄に通帳記号、通帳番号を記入してください。
- ⑥ 納税義務者欄
 - ・口座名義人と納税義務者が、「同一」若しくは「異なる」の該当するほうにチェックをしてください。
⇒口座名義人と納税義務者が**同一**の場合
納税義務者欄の記入は不要です。
⇒口座名義人と納税義務者が**異なる**場合
納税義務者欄に、住所(所在地)、氏名又は名称、フリガナ、電話番号、口座名義人との続柄を記入してください。
- ⑦ 依頼税目、納税者コード欄
 - ・該当の税目に○を記入してください。
 - ・納税通知書、領収書等に記載の「納税者コード」を確認のうえ、記入してください。
 - ・**依頼税目の誤り(段ずれ)に注意してください。特に固定資産税の「土地・家屋」と「償却資産」の記入欄の誤りに御注意ください。** **誤りやすいので要注意。**
 - ・納税者コードのうち、「氏名」コード欄は右詰めで記入してください。
- ⑧ 振替方法欄
 - ・希望の方法を○で囲んでください。(○がない場合、「期別」での取扱いとなります。)

【依頼書(京都市保管)】(2枚目)

- ※1 記載内容
 - ・1枚目に記入した内容が、2枚目に明瞭に複写されているか確認してください。
 - ・明瞭に複写されていない場合は、加筆修正してください。
- ※2 押印箇所
 - ・通帳届出印が2枚目にも押印されているか確認してください。
- ※3 金融機関承認欄(ゆうちょ銀行の場合、取扱店日附印欄)
 - ・受付年月日、受付店舗名のわかる印章を押印してください。

④ 「依頼書」の記入例

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---------------------|---|---------------------------------|-----|---------------|-----|-------------------|-----|--------------|--------------------------|-----|-------------------|---------------------------------|---|----------|------------------------|------------|--|------|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 記入例 | | | | | | | | | | 京都市 市税 預金口座振替依頼書 (金融機関用) | | | | | | | | | | 1枚目 | | | | | | | | | |
| ① 申込年月日 | | ○ 年 ○ 月 ○ 日 | | | 兼 自動払込利用申込書 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 依頼先金融機関 | | 金融機関名 東西 | | | | | 銀行・信用金庫 組合・() | | | 店舗名 南北 | | | | | 本店 支店 | | 御 中 出張所 | | | | | | | | | | | | |
| ③ 依頼区分 | | <input checked="" type="radio"/> 開始 下記のとおり、口座振替によって納付したいので、下記契約事項を確認のうえ、依頼します。(金融機関の変更・振替方法の変更等、変更※の場合を含む。) ※ゆうちょ銀行除く <input type="radio"/> 取消 下記内容で依頼していた口座振替を取消(解約)します。(ゆうちょ銀行を除く) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ↑いずれかに○をしてください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | ※取消の際は、同一税目に複数の納税者コードを登録されている場合、全て取消されることがあります。詳しくは金融機関へお尋ねください。 | | | | | | | | | | | |
| 通帳等により正確に御記入ください。 | ④ 住所 (所在地) | | 〒(600 - 0000) | | | | | | | | | | 電話番号 (日中連絡可能) 075 - 999 - 1111 | | | 金融機関お届け印 | | | | | | | | | | | | | |
| | フリガナ | | 京都市中京区〇〇町1番地2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 口座名義氏名又は名称 | | コウフリ タロウ 口振 太郎 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ⑤ 指定口座 | | 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く) ※欄は金融機関で記入します。 | | 金融機関コード ※ | | 店舗コード ※ | | 預金種別(いずれかに○) | | | 口座番号(数字のみを右詰めで記入) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ゆうちょ銀行 | | 0 1 2 3 4 5 6 | | 0 1 2 3 4 5 6 | | 普通 当座 納税準備 | | | 0 1 2 3 4 5 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納税通知書等で御確認ください。 | ⑥ 住所 (所在地) | | 京都市東山区〇〇町2番地33 | | | | | | | | | | 電話番号 (日中連絡可能) 075 - 1234 - 5678 | | | 口座名義人との続柄 母 | | | | | | | | | | | | | |
| | フリガナ | | コウフリ ハナコ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 氏名又は名称 | | 口振 花子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 依頼税目等 | ⑦ 依頼税目 | | 依頼する税目に○をしてください。 ↓ | | | | | | | | | | 納税者コード | | | | | | 振替方法 | | | | | | | | | | |
| | 市・府民税・森林環境税 (普通徴収) | | ○ | | 2 0 | | 3 3 | | 5 6 | | 1 1 | | 0 0 | | 2 | | 一括 期別 | | | | | | | | | | | | |
| | 固定資産税・都市計画税 (土地・家屋) | | ○ | | 2 0 | | 3 3 | | 5 6 | | 2 3 | | 4 | | / | | 一括 期別 | | | | | | | | | | | | |
| | 固定資産税 (償却資産) | | ○ | | 2 0 | | 3 3 | | 5 6 | | 3 4 | | 5 6 | | / | | 一括 期別 | | | | | | | | | | | | |
| 軽自動車税 | | ○ | | 2 0 | | 3 3 | | 5 6 | | 3 4 | | 5 6 | | / | | ↑○がない場合は「期別」の取扱いとなります。 | | | | | | | | | | | | | |

2 京都市市税口座振替事務取扱要綱（令和8年4月現在）

（目的）

第1条 この要綱は、地方自治法第231条の2第3項、同法施行令第155条及び京都市会計規則第31条の規定に基づき、市税の納税義務者が口座振替又は自動払込み（以下「口座振替」という。）の方法により市税を納付する場合の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

（対象税目）

第2条 口座振替により納付できる市税は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民税・府民税・森林環境税（普通徴収）
- (2) 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- (3) 固定資産税（償却資産）
- (4) 軽自動車税（種別割）

（対象者）

第3条 対象者は、前条各号に掲げる市税の納税義務者とする。

（収納機関）

第4条 口座振替を取り扱うことができる金融機関は、京都市会計規則に規定する指定金融機関及び収納代理金融機関（以下「収納機関」という。）とする。

2 収納機関にあっては、店舗又は事務所のうちの一を取りまとめ店とする。

（指定口座）

第5条 口座振替の取扱いができる口座は、普通預金、当座預金、納税準備預金又は通常貯金口座のうち、納税義務者が指定した本人名義の一口座又は口座名義人の承諾がある本人名義以外の一口座（以下「指定口座」という。）とする。

（口座振替の申出）

第6条 収納機関は、納税義務者から口座振替の方法により市税を納付したい旨の申出を受けたときは、京都市市税預金口座振替依頼書（以下「依頼書」という。）の提出を求めなければならない。

（京都市保管用の依頼書の送付）

第7条 収納機関は、前条の規定により依頼書を受領したときは、所定欄に依頼先金融機関、依頼区分、預貯金者口座名義、納税義務者、依頼税目等の記載を確認のうえ、京都市保管用の依頼書に承認印を押印し、速やかに京都市行財政局財政担当局長（以下「財政担当局長」という。）に京都市保管用の依頼書を送付しなければならない。

（依頼書の送付期限及び口座振替の振替日）

第8条 依頼書の送付期限及び口座振替の振替日は、別表の定めるところによる。

（口座振替請求）

第9条 財政担当局長は、収納機関から依頼書の送付を受けたときは、次のいずれかの方法により収納機関に対して納付書等を送付する。

(1) 納付書による場合

財政担当局長は、依頼書に基づいて納付書を作成し、これを収納機関別に区分し、振替日の10営業日前までに口座振替納付書送付書を添えて、取りまとめ店に送付する。

(2) データ伝送による場合

財政担当局長は、前号の納付書の内容のデータ伝送（以下「伝送」という。）をもって納付書の送付に代えることができる。この場合における伝送の期限は、振替日の5営業日

前までとする。

- 2 前項第1号の規定による納付書を受け取った収納機関は、口座振替納付書受領書を作成し、受領印を押印のうえ、財政担当局長に送付しなければならない。
- 3 伝送によるデータを受けた収納機関は、市税の口座振替の目的以外にこれを使用してはならない。

(口座振替による納付手続)

第10条 収納機関は、振替日において口座振替の申込みをした納税義務者の指定口座から当該納付書に記載されている金額を引き落とし、取りまとめ店及び指定金融機関を経由して京都市に納付しなければならない。ただし、振替日において資金不足、振替停止依頼等により当該指定口座から引き落としができなかったものについては、この限りでない。

- 2 収納機関は、前項の規定により引き落としをしたときは、次の処理を行わなければならない。

(1) 納付書により口座振替を行う場合

口座振替結果通知書兼振替不能分返送書を作成し、引き落としができなかったものに係る納付書を添えて、速やかに財政担当局長に送付しなければならない。

(2) 伝送により口座振替を行う場合

引き落とし結果(引き落としができなかったものは、その理由を含む。)を、振替日から4営業日以内に、財政担当局長に送信しなければならない。

(口座振替の取消し、又は内容変更の申出)

第11条 収納機関は、納税義務者から口座振替の方法による納付の取消し又は内容の変更をしたい旨の申出を受けたときは、依頼書の提出を求めなければならない。

(口座振替の取消し等に係る京都市保管用の依頼書の送付)

第12条 収納機関は、前条の規定により依頼書を受領したときは、依頼書の所定欄に依頼先金融機関、依頼区分、預貯金者口座名義、納税義務者、依頼税目等の記載を確認のうえ、京都市保管用の依頼書に承認印を押印し、速やかに財政担当局長に京都市保管用の依頼書を送付しなければならない。

(取扱手数料)

第13条 口座振替の方法による納付に係る取扱手数料は、京都市指定金融機関の事務取扱等に関する契約書及び京都市収納代理金融機関の事務取扱に関する契約書に定めるところによる。

(取扱金融機関の合併等)

第14条 収納機関は、合併又は営業所の統廃合等に伴って口座番号等の変更が生じたときは、速やかに、文書によりその変更内容を財政担当局長に報告しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、京都市市税事務所納税室納税推進課長が別に定める。

附 則

(実施日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正前の京都市市税口座振替事務取扱要綱に基づく口座振替については、従前の例により取り扱うものとする。

(昭和62年4月1日制定。平成2年4月1日全文改正・平成8年10月1日全文改正・平成14年4月1日全文改正・平成15年4月1日全文改正・平成16年1月1日全文改正・平成17年1月1日全文改正・平成20年4月1日全文改正・平成22年4月1日一部改

正・平成24年1月1日一部改正・平成26年1月1日一部改正・平成27年4月1日一部改正・平成30年4月1日一部改正・令和2年4月1日一部改正・令和6年4月1日一部改正・令和7年4月1日一部改正・令和7年8月1日一部改正・令和8年4月1日一部改正)

別表（要綱第8条）

| 依頼書送付期限 (行財政局必着日) | 口座振替日 | 税目 | 納期 |
|----------------------|--------|-------|-------------|
| 3月20日 | 4月末日 | 固定資産税 | 一括納付分又は第1期分 |
| 4月20日 | 5月末日 | 軽自動車税 | 年税額分 |
| 5月20日 | 6月末日 | 市・府民税 | 一括納付分又は第1期分 |
| 6月20日 | 7月末日 | 固定資産税 | 第2期分 |
| 7月20日 | 8月末日 | 市・府民税 | 第2期分 |
| 8月20日 | 9月末日 | | 随時賦課分 |
| 9月20日 | 10月末日 | 市・府民税 | 第3期分 |
| 10月20日 | 11月末日 | | 随時賦課分 |
| 11月20日 | 12月28日 | 固定資産税 | 第3期分 |
| 12月20日 | 1月末日 | 市・府民税 | 第4期分 |
| 1月20日 | 2月末日 | 固定資産税 | 第4期分 |
| 2月20日 | 3月末日 | | 随時賦課分 |

- *注1 税目欄に「市・府民税」とあるのは市民税・府民税・森林環境税（普通徴収）のこと、「軽自動車税」とあるのは軽自動車税（種別割）のこと、「固定資産税」とあるのは固定資産税・都市計画税（土地・家屋）及び固定資産税（償却資産）のことをそれぞれいう。
- *注2 税目欄が市・府民税、固定資産税及び軽自動車税のものについては、随時賦課分を含む。
- *注3 納期欄は各税目の法定納期限をしめす。
なお、指定納期限での口座振替も実施する。
- *注3 依頼書送付期限が休日等の場合は、翌営業日とする。
- *注4 口座振替日が休日等の場合は、翌営業日とする。ただし、12月28日が休日等の場合は、翌年の第1営業日を口座振替日とする。

3 京都市市税口座振替事務取扱要領 (令和8年4月)

第1章 指定金融機関及び収納代理金融機関の事務処理

1 口座振替(開始、取消)の申込みに係る事務処理

(1) 口座振替(開始、取消)の申込み

口座振替による市税の納付の開始又は取消を申し出る者に対して、京都市市税預金口座振替依頼書(以下「依頼書」という。)の提出を求めること。

(2) 口座振替の開始

ア 依頼区分「開始」の対象となるもの

- (ア) 新規申込のとき
- (イ) 収納機関を変更するとき(同一収納機関の支店間の変更を含む)
- (ウ) 指定口座等を変更するとき
- (エ) 振替方法を変更するとき

イ 依頼書の確認

提出された依頼書について、次のとおり記載事項等の確認を行うこと。

(ア) 記載事項等の確認

- a 申込年月日欄
- b 依頼先金融機関欄
受付店舗名ではなく、口座のある店舗名が記載されているか確認すること。
なお、指定口座がゆうちょ銀行の場合、店舗名の記載は不要。
- c 依頼区分欄
「開始」に○印がされていること。
- d 預貯金者口座名義欄
住所、氏名又は名称、フリガナ、電話番号
- e 指定口座欄
預金種別(通帳記号)、口座番号(通帳番号)
- f 納税義務者欄
口座名義人と納税義務者が異なる場合のみ、住所、氏名又は名称、電話番号、口座名義人との関係が記載されているか確認すること。
- g 依頼税目等欄
依頼税目、納税者コード(氏名コードは右詰め)、振替方法(いずれにも○印がなければ、期別として取り扱うので注意すること。)
- h 金融機関お届け印欄
通帳届出印の押印があること。

(イ) 指定口座欄の確認

「預金種別(通帳記号)」及び「口座番号(通帳番号)」を確認すること。

(ウ) 納税者コード等の確認

納税通知書又は納付書の提出を求め、納税義務者の「氏名又は名称」、「納税者コード」及び「依頼税目」を確認すること。

(エ) 京都市保管用の依頼書への記載事項等の確認

京都市保管用の依頼書にも前述(ア)と同様の記載(複写)及び押印がなされているかを確認すること。

ウ 申込者に対する説明

前述イにより依頼書の確認をした場合は、申込者に対して次の事項を説明すること。

(ア) 口座振替開始時期については、京都市市税口座振替事務取扱要綱別表により依頼書送付期限を考慮し、開始時期について説明するとともに、京都市市税事務所納税推進担当(以下「納税推進担当」という。)から口座振替開始のお知らせが送付されること。

(イ) 振替済額の確認は、預貯金通帳への記帳等により行うこと。

(ウ) 将来、口座振替の解約、変更等があれば、それぞれの手続きが必要なこと。

エ 開始の届出の承認

(ア) 依頼書

- a 指定口座欄に金融機関コード、店舗コードを記入すること。

なお、金融機関コード、店舗コードは全国銀行協会の統一コードを使用すること。

b 金融機関用の依頼書は、取扱収納機関において保管し、京都市からの口座振替請求に備えること。

c 依頼書のお客様控えは、金融機関受付欄（ゆうちょ銀行の場合、取扱店日附印欄）に受付印を押印し、申込者に渡すこと。

(i) 京都市保管用の依頼書

a 指定口座欄に金融機関コード、店舗コードを記入（複写）すること。

b 金融機関承認欄（ゆうちょ銀行の場合、取扱店日附印欄）に承認日、受付店のわかる印章を押印すること。

オ 口座振替契約の通知

前述イからエの処理を完了したものについて、京都市保管用の依頼書を速やかに納税推進担当へ送付すること。

(3) 口座振替の取消

ア 依頼区分「取消」の対象となるもの
口座振替を取消するとき

イ 記載事項等の確認

依頼区分欄の「取消」に○印がされているか、申込年月日欄、依頼先金融機関欄、預貯金者口座名義欄、指定口座欄、依頼税目等欄等に記入、押印がされているかを確認のうえ、保管している金融機関用の依頼書と照合すること。

ウ 取消の届出の承認

金融機関用の依頼書は取扱収納機関において保管し、京都市保管用の依頼書の金融機関承認欄（ゆうちょ銀行の場合、取扱店日附印欄）に「開始」と同様の押印を行うこと。

エ 取消の通知

前述イ・ウの処理を完了したものについて、京都市保管用の依頼書を速やかに納税推進担当へ送付すること。

2 口座振替開始後の依頼書等の管理

(1) 金融機関用の依頼書の保管

口座振替契約を行った金融機関用の依頼書は、預貯金口座が存在する限り保存し、納税推進担当からの口座振替請求、納税義務者等からの照会に備えること。

(2) 預貯金口座の解約

預貯金口座解約の申出があった場合で、取消の届が提出されなかった場合は、取扱収納機関において「取消」の依頼書を代理で作成し、京都市保管用の依頼書の欄外に「取扱金融機関代理作成（口座解約）」と朱書し、京都市保管用の依頼書を納税推進担当へ送付すること。

(3) 預貯金口座の停止

口座名義人の死亡により預貯金口座を停止した場合は、取扱収納機関において「取消」の依頼書を代理で作成し、京都市保管用の依頼書の欄外に「取扱金融機関代理作成（口座停止）」と朱書し、京都市保管用の依頼書を納税推進担当へ送付すること。

(4) 同一収納機関内の支店間異動

同一収納機関内の支店間で口座振替契約を異動させる場合は、取扱収納機関において新支店での「開始」の依頼書を代理で作成し、京都市保管用の依頼書の欄外に「取扱金融機関代理作成（支店間異動）」と朱書し、京都市保管用の依頼書を納税推進担当へ送付すること。

(5) 納税者コードの変更

口座振替契約を行っている納税義務者について、納税者コードのみの変更が行われたことを確認した場合は、保管している金融機関用の依頼書に訂正の処理を行うこと。

(6) 依頼書等の補充

依頼書等は、取りまとめ店に対し、一定の時期に必要な冊数を納税推進担当から送付するので、支店等に必要冊数を配付するとともに、支店等において不足が生じた場合は、早急に配付すること。ただし、必要冊数は、本市の予算の状況により、必ずしも希望数を保証するものではない。

3 口座振替の引き落とし業務に係る事務処理

(1) 納付書交換によるもの

ア 口座振替請求に係る帳票等の受領

次の帳票が、納税推進担当から振替日から起算して10営業日前までに取りまとめ店を経由して送付（郵送）されるので、振替日の処理に備えること。

(7) 口座振替用納付書（3連、以下「納付書」という。）

(4) 口座振替納付書送付書（以下「送付書」という。）

イ 振替停止等の処理

前述アの帳票受領後に、振替停止の必要が生じた場合は京都市市税口座振替停止通知書（以下「停止通知書」という。）が、また、請求金額の訂正の必要が生じた場合は停止通知書と差替分の納付書及び送付書が、振替日から起算して3営業日前までに納税推進担当から送付されるので、振替日までに停止等の処理を行っておくこと。

なお、停止通知書は、必要に応じて一覧表で送付される場合がある。

ウ 口座振替分の納入

指定された振替日に、金融機関用の依頼書に基づき指定口座から請求金額を振り替えた後、取りまとめ店を通じ、指定金融機関を経て、京都市指定の口座へ納入すること。ただし、振替日において預貯金残高不足等により当該指定口座から引き落としができなかったものについては、この限りでない。

エ 納税推進担当への通知

次の帳票に所定の処理を行ったうえ、速やかに納税推進担当へ送付すること。

(7) 口座振替納付書受領書（以下「受領書」という。）

(4) 口座振替結果通知書兼振替不能分返送書（以下「返送書」という。）

(7) 振替不能分の納付書

オ 口座振替納付書集計票兼手数料予備請求書付表（以下「付表」という。）を取りまとめ店において集約し、手数料請求に備えること。

(2) データ伝送によるもの

ア 口座振替請求に係るデータの受領

振替依頼データが、振替日から起算して5営業日前までに送信されるので受信すること。

イ 振替停止等の処理

前述のデータ受信後に、振替停止の必要が生じた場合は停止通知書が、また、請求金額の訂正の必要が生じた場合は停止通知書と差替分の納付書及び送付書が、振替日から起算して3営業日前までに納税推進担当から送付されるので、振替日までに停止等の処理を行っておくこと。

なお、停止通知書は、必要に応じて一覧表で送付される場合がある。

ウ 口座振替分の納入

指定された振替日に、金融機関用の依頼書に基づき指定口座から請求金額を振り替えた後、指定金融機関を経て、京都市指定の口座へ納入すること。ただし、振替日において預貯金残高不足等により当該指定口座から引き落としができなかったものについては、この限りでない。

エ 振替結果の送信

口座振替処理後、振替日から起算して3営業日後までに振替結果を送信すること。

オ 付表の取扱い

前述イにより送付された付表は、取りまとめ店において集約し、手数料請求に備えること。

第2章 納税推進担当の事務処理

1 開始に係る事務処理

(1) 口座振替開始の承認

ア 京都市保管用の依頼書の確認、点検

取扱収納機関から送付された京都市保管用の依頼書について、それぞれ記入、押印箇所が漏れないかを確認し、京都市処理欄に受付日を記入する。

イ 電算入力

京都市保管用の依頼書に記載された納税者コードに誤りがないか確認し、オンライン端末入力を行う。処理方法等については別途定めるところによる。

ウ 京都市保管用の依頼書の処理

京都市保管用の依頼書に電算入力日、開始時期を記入し、入力日ごとに保管する。

(2) 承認の通知（口座振替開始のお知らせの送付）

前述(1)で入力を完了したものは、定められた日に口座振替開始のお知らせが出力されるので、出力内容等を確認のうえ、納税者宛に郵送する。

(3) 口座振替の不承認

次の場合は、不承認扱いとすることができる。

- ア 長期滞納者であり、納付する意思の認められない者
長期滞納者は、当該税目の徴収担当者と調整を図る。
- イ その他、不相当と認める場合

(4) 不承認の通知

前述(3)の不承認にあつては、京都市市税事務所納税室納税推進課長の決定を受けた後、取扱収納機関へ京都市保管用の依頼書に不承認の理由を添え、返戻する。

2 取消に係る事務処理

(1) 取消の承認

ア 京都市保管用の依頼書の確認、点検

取扱収納機関から送付された京都市保管用の依頼書について、それぞれ記入及び押印箇所にも漏れがないかを確認し、京都市処理欄に受付日を記入する。

イ 電算入力

京都市保管用の依頼書に記載された納税者コードに誤りがないか確認し、オンライン端末の入力を行う。処理方法等については別途定めるところによる。

ウ 京都市保管用の依頼書の処理

京都市保管用の依頼書に電算入力日、停止時期を記入し、入力日ごとに保管する。

3 口座振替開始後の依頼書等の管理

(1) 京都市保管用の依頼書の保管

取扱収納機関から送付を受け、承認を行った京都市保管用の依頼書は、原則として、取消するまで保管し、口座振替請求や納税義務者等からの照会に備える。

(2) 京都市保管用の依頼書の管理

前述(1)により、保管している京都市保管用の依頼書は、取消、変更、納税者コードの変更等取扱状況に応じて、常時最新の状態で管理を行うとともに、年度更新時に出力される年度更新不能分リスト等により、不必要な京都市保管用の依頼書（今後請求しない分、死亡、転出等）の整理を行う。

(3) 課税台帳等への登録

口座振替の申込のあったものについては、課税台帳等に、口座振替分である旨が表示される。

4 口座振替請求依頼に係る事務処理

(1) 納付書交換によるもの

ア 口座振替請求依頼の確認

各月の口座振替請求は、次により行う。

(ア) 交付する帳票

- a 納付書
- b 送付書

(イ) 交付先及び交付日

前述(ア)の帳票を該当取扱収納機関ごとに取りまとめ、その取りまとめ店に対して振替日から起算して10営業日前までに交付する。

イ 口座振替請求依頼の変更又は停止

請求金額の変更又は収納されたこと等による振替停止については、次のとおり行う。

(ア) 交付前の処理

納付書は、手書き等で作成したものと差し替え（停止の場合は、抜き取る。）、送付書は、件数及び金額を訂正する。

(イ) 交付後の処理

取扱収納機関へ連絡を行い、承諾を得たうえで、手書き等で作成した納付書を送付する。

なお、停止に関しては、停止通知書に必要事項を記入のうえ、送付する。停止通知書は必要に応じて一覧表で送付する。

ウ 振替後の処理

取扱収納機関から、振替日に振替処理が行われた後、次の帳票が送付（返送）されるので、それぞれ処理を行う。

(7) 受領書
取扱収納機関順（全国銀行協会コード順）に取りまとめて編冊する。

(i) 返送書
取扱収納機関順（全国銀行協会コード順）に取りまとめて編冊する。

(ii) 振替不能分納付書
後日、出力される不能分納付書と照合確認のうえ、廃棄する。

エ 振替分納付書の流れ

取扱収納機関において振替処理された納付書のうち

(7) 原符は、該当取扱収納機関店舗において保管される。

(i) 領収済通知書は、資金とともに、取りまとめ店を経て、指定金融機関に回付され、他の公金とともに京都市（該当区役所、支所又は納税推進担当）へ送付される。

オ 振替不能分納付書の送付

振替不能分（振替停止を含む。）については、新たに納付書が出力されるので、振替不能分リストと照合し、収入済分等を抜き取ったうえ、速やかに納税者宛に郵送する。

なお、振替不能分の納付書は、口座振替請求分のうち作成日現在で収入のなかったものが作成の対象となるので、領収済通知書の回付が遅れる可能性のある市外収納代理店取扱分の振替不能分については、十分に注意する。

(2) 伝送によるもの

ア 口座振替請求依頼の確認

各月の口座振替請求は、次により行う。

(7) 口座振替請求依頼
各収納機関へ口座振替依頼データを伝送する。

(i) データ伝送に係る仕様については、別に定める。

イ 口座振替請求停止依頼

伝送後、納付等により振替停止の必要が生じた場合は、該当収納機関の処理部門に対して、振替日から起算して3営業日前までに停止通知書に必要事項を記入のうえ送付する。ただし、ゆうちょ銀行については、停止通知書に税目ごとの事業主番号を記入する。

また、上記期限後に振替停止の必要が生じた場合は、該当収納機関の処理部門と調整し、承諾を得たうえで、処理をする。

なお、停止通知書は、必要に応じて一覧表で送付する。

ウ 口座振替請求金額の変更

データ伝送後、賦課変更等により請求金額の変更が必要な場合は、前述イにより、振替停止の手続きを行うとともに、手書き等で作成した納付書及び送付書を、振替日から起算して3営業日前までに該当取扱収納機関へ送付する。ただし、ゆうちょ銀行については、停止通知書に税目ごとの事業主番号を記入し、納付書に通帳記号及び通帳番号を朱書きして送付する。

なお、該当取扱収納機関に対しては、事前に調整を行うものとする。

エ 振替後の処理

取扱収納機関において振替処理された後、振替結果が送信される。

また、前述ウにより送付した返送書が返却されるので、取扱収納機関順（全国銀行協会コード順）に取りまとめて編冊する。

オ 振替不能分納付書の送付

振替不能分（振替停止分を含む。）については、新たな納付書が出力されるので、振替不能分リストと照合し、収入済分等を抜き取ったうえ、速やかに納税者宛に郵送する。

第3 取扱税目一覧・お問合せ先

市税に関すること以外のお問合せ先は、京都市のホームページからご確認ください。

◆各税目の納付・延滞金に関するお問合わせ

| 京都市 市税事務所 納税室 | | | |
|---|---|----------|-----------------|
| 所在地 | 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488番地 京都市役所分庁舎1階 | | |
| 取扱税目 | 担当名称 | 担当地域 | 電話 (市外局番075) |
| ○市・府民税・森林環境税（普通徴収） ○固定資産税・都市計画税（土地・家屋） ○軽自動車税 | 納税 第1担当 | 北区 | 222-3441 |
| | | 上京区 | 222-3442 |
| | | 市外 | 222-3513 |
| | 納税 第2担当 | 左京区 | 222-3446 |
| | | 中京区 | 222-3453 |
| | 納税 第3担当 | 右京区 | 222-3454 |
| | | 西京区 | 222-3455 |
| | | 西京区 洛西 | 222-3456 |
| | 納税 第4担当 | 東山区 | 222-3457 |
| | | 下京区 | 222-3458 |
| | | 南区 | 222-3459 |
| | 納税 第5担当 | 伏見区 | 222-3460 |
| 伏見区 深草 | | 222-3461 | |
| 納税 第6担当 | 山科区 | 222-3462 | |
| | 伏見区 醍醐 | 222-3463 | |
| ○法人市民税 ○市・府民税・森林環境税（特別徴収） ○固定資産税（償却資産） ○事業所税 ○市たばこ税 ○入湯税 ○宿泊税 | 諸税 徴収担当 | 222-3514 | |

※ 市・府民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、軽自動車税については、納税義務者が令和8年1月1日現在にお住まいの地域の担当にお問い合わせください。その他の税目については、諸税徴収担当にお問い合わせください。

◆口座振替に関するお問い合わせ先（口座振替依頼書等の送付先）

| 京都市 市税事務所 納税推進担当（口座振替） | | | |
|------------------------|---|----|--------------|
| 所在地 | 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 市役所分庁舎地下1階 | 電話 | 075-222-3390 |

別紙1 京都市市税 預金口座振替依頼書（金融機関用）

1枚目
第1号様式

京都市 市税 預金口座振替依頼書（金融機関用）

| | | | | |
|---------|-------|-------------|------------------|--------|
| 申込年月日 | 年 月 日 | 兼 自動払込利用申込書 | | |
| 依頼先金融機関 | 金融機関名 | 銀行・信用金庫 | 店舗名 | 本店 |
| | | 組合・() | (ゆうちょ銀行の場合、記入不要) | 支店 出張所 |

| | | |
|------|----|---|
| 依頼区分 | 開始 | 下記のとおり、口座振替によって納付したいので、下記契約事項を確認のうえ、依頼します。 (金融機関の変更・振替方法の変更等、変更※の場合を含む。) ※ゆうちょ銀行除く |
| | 取消 | 下記内容で依頼していた口座振替を取消(解約)します。 (ゆうちょ銀行を除く) |

↑いずれかに○をしてください。 ※取消の際は、同一税目に複数の納税者コードを登録されている場合、全て取消されることがあります。詳しくは金融機関へお尋ねください。

通帳等により正確に御記入ください。

| | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------------------------------|----------|-----------------------|------------------------------|-------------------|--------------------------------|--|
| 預貯金者口座名義 | 住所(所在地) | 〒() | | 電話番号(日中連絡可能) | — — | 金融機関お届け印 2枚目にも押印してください。 | |
| | フリガナ | | | | | | |
| | 口座名義氏名又は名称 | | | | | | |
| 指定口座 | 金融機関(ゆうちょ銀行を除く) ※欄は金融機関で記入します。 | 金融機関コード※ | 店舗コード※ | 預金種別(いずれかに○) 普通 当座 納税準備 | 口座番号(数字のみを右詰めで記入) | | |
| | ゆうちょ銀行 | 35 | | | | | |
| | 約種別コード | 通帳記号 | (6桁目がある場合は※欄に御記入ください) | 通帳番号(数字のみを右詰めで記入) | 払込開始月※ 年 月 日から | | |
| 払込日 毎月月末、12月のみ28日(土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日) | | | | ※直近の払込開始月を御希望の場合は空欄で提出してください | | | |

該当するほうにチェック(☑)をしてください。

口座名義人と納税義務者が同一 ⇒ 納税義務者欄の記入は不要です。

口座名義人と納税義務者が異なる ⇒ 以下の納税義務者欄に記入してください。

納税通知書等で御確認ください。

| | | | |
|-------|---------|--------------|-----|
| 納税義務者 | 住所(所在地) | | |
| | フリガナ | 電話番号(日中連絡可能) | — — |
| | 氏名又は名称 | 口座名義人との続柄 | |

| 依頼税目等 | 依頼税目 依頼する税目に○をしてください。↓ | 納税者コード | | | | 振替方法(いずれかに○) | |
|--|---------------------------|--------|----|---|-----------------|-----------------------|----|
| | | 区 | 学区 | 町 | 氏名(数字のみを右詰めで記入) | 一括 | 期別 |
| 市・府民税・森林環境税(普通徴収) <small>注:特別徴収は口座振替できません</small> | ○ | | | | | 一括 | 期別 |
| 固定資産税・都市計画税(土地・家屋) | ○ | | | | | 一括 | 期別 |
| 固定資産税(償却資産) | ○ | | | | | 一括 | 期別 |
| 軽自動車税 | ○ | | | | | ↑○がない場合は「期別」の取扱となります。 | |

- 【金融機関との契約事項】 (ゆうちょ銀行を除く)
- 私(当社)が納付すべき上記市税について、京都市から貴行に納付書が送付されたときは、私に通知することなく納付書に記載された金額を納付書に記載された期日をもって、上記の指定預貯金口座から引落としのうえ、お支払いください。
 - 預貯金の引落としにあたっては、当座勘定規定、預金約定又は通常貯金規則にかかわらず、小切手の振出し、預金通帳及び預金支払請求書又は預金通帳及び払戻金受領書の提出などいたしませんので、貴行所定の方法で取扱ってください。
 - 指定預貯金口座の残高(通常郵便貯金口座から払い戻すことができる金額(自動貸付を利用できる範囲内の金額を含む。))が、振替(払込)日において納付書の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されてもさしつかえありません。
 - この口座振替(自動払込み)契約について、貴行が必要と認められたときは、解約されても異議ありません。
 - この口座振替(自動払込み)契約について、仮に紛争が生じても貴行の責によるものを除き、貴行には御迷惑をかけません。
 - 預貯金の引落とし結果について、貴行からの受領書(領収書)の交付を省略されてもさしつかえありません。

| | | | |
|------------------------|------|-----|-------------------------------|
| 金融機関使用欄 (ゆうちょ銀行を除く) | | | 払込先口座番号 01010-3-960099 |
| 検印 | 印鑑照合 | 受付印 | 払込先加入者名 京都市会計管理者 取扱店目附印 |

ゆうちょ銀行を御指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

別紙2 京都市市税 預金口座振替依頼書（京都市保管用）

2枚目
第2号様式

京都市 市税 預金口座振替依頼書（京都市保管）

| | | | |
|-------|-------|----------------------|--------|
| 申込年月日 | 年 月 日 | 兼 自動払込受付通知書（宛先）京都市長 | |
| 収納機関 | 金融機関名 | 銀行・信用金庫 | 店舗名 本店 |
| | | 組合・() | 支店 |
| | | (ゆうちょ銀行の場合、記入不要) 出張所 | |

| | | |
|------|----|---|
| 依頼区分 | 開始 | 下記のとおり、口座振替によって納付したいので、下記契約事項を確認のうえ、申し込みます。(金融機関の変更・振替方法の変更等、変更*の場合を含む。) ※ゆうちょ銀行を除く |
| | 取消 | 下記内容で依頼していた口座振替を取消(解約)します。(ゆうちょ銀行を除く) |

↑いずれかに○をしてください。 ※取消の際は、同一税目に複数の納税者コードを登録されている場合、全て取消されることがあります。詳しくは金融機関へお尋ねください。

| | | | | | | | | |
|-------------------------------------|------------------|----------------------------|-------------------|------------------------------|-------------------|--|--------------------------------|--|
| 通帳等により正確に御記入ください。 | 住所(所在地) | 〒() | | 電話番号 (日中連絡可能) | - - | | 金融機関お届け印 1枚目にも押印してください。 | |
| | フリガナ | | | | | | | |
| | 口座名義氏名又は名称 | | | | | | | |
| 指定口座 | 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く) | 金融機関コード ※ | 店舗コード ※ | 預金種別(いずれかに○) | 口座番号(数字のみを右詰めで記入) | | | |
| | ※欄は金融機関で記入します。 | | | 普通 当座 納税準備 | | | | |
| ゆうちょ銀行 | 契約種別コード | 通帳記号 (※貯目がある場合は※欄に御記入ください) | 通帳番号(数字のみを右詰めで記入) | 払込開始月※ | | | | |
| | 35 | ※ | | 年 月 日から | | | | |
| 払込日 毎月月末、12月のみ28日(土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日) | | | | ※直近の払込開始月を御希望の場合は空欄で提出してください | | | | |

該当するほうにチェック(☑)をしてください。

- 口座名義人と納税義務者が同一 ⇒ 納税義務者欄の記入は不要です。
- 口座名義人と納税義務者が異なる ⇒ 以下の納税義務者欄に記入してください。

| | | | |
|---------|---------|---------------|-----|
| ↓ 納税義務者 | 住所(所在地) | | |
| | フリガナ | 電話番号 (日中連絡可能) | - - |
| | 氏名又は名称 | 口座名義人との続柄 | |

| | | | | | | |
|-------|--|--------|----|---|------------------------|------------------|
| 依頼税目等 | 依頼税目 依頼する税目に○をしてください。 ↓ | 納税者コード | | | | 振替方法 (いずれかに○) |
| | 市・府民税・森林環境税 (普通徴収) 注:特別徴収は口座振替できません | 区 | 学区 | 町 | 氏名(数字のみを右詰めで記入) | 一括 期別 |
| | 固定資産税・都市計画税 (土地・家屋) | | | | | 一括 期別 |
| | 固定資産税 (償却資産) | | | | | 一括 期別 |
| 軽自動車税 | | | | | ↑○がない場合は「期別」の取扱いとなります。 | |

【京都市との契約事項】

- この口座振替(自動払込み)契約について、私の納税義務が消滅したとき、残高不足等により指定預金口座からの引落としが相当期間できなかったとき、又は京都市が定める事由に該当するときは、解約されても異議ありません。
- 私の市税において、還付金が生じた場合は、本書記載の納税義務者と口座名義人が同一であるときに限り、指定預金口座へ振り込んでいただいてもさしつかえありません。
- 預貯金の引落としの確認は、預貯金通帳の記載等で行いますので、口座振替後の通知(口座振替済通知書)の交付を省略されてもさしつかえありません。

○京都市処理欄

| 税目 | 開始時期 | 停止時期 |
|-------------|------|------|
| 市・府民税・森林環境税 | | |
| 固定(土・家) | | |
| 固定(償却) | | |
| 軽自動車税 | | |

納 停

| |
|-------|
| 受付日 |
| 電算入力 |
| ハガキ確認 |

| | |
|---------------------|---------------------------|
| 金融機関承認欄 (ゆうちょ銀行を除く) | 払込先口座番号 01010-3-960099 |
| | 払込先加入者名 京都市会計管理者 |
| | 取扱店日附印 |
| 代理作成の場合○⇒代理作成 | |

申込書の送付先 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 市役所分庁舎地下1階 京都市市税事務所 納税推進担当 (口座振替)

2枚目

RS. 4L

別紙3 口座振替納付書送付書

| | | | | | |
|--|------------|-------|--|-------------|--|
| <h2 style="margin: 0;">口座振替納付書送付書</h2> | | | 4 - 1 | | |
| (取扱店) | | | 令和 年 月 日 | | |
| 京都市 長 _____ 様 | | | | | |
| 令和 年度 | | | 月納期分納付書を次のとおり送付します。 | | |
| 送付 | 振替不能(振替停止) | 差引振替済 | 納期限(振替日) | | |
| 枚 | 枚 | 枚 | | | |
| 円 | 円 | 円 | 令和 年 月 日 | | |
| (京都市市税事務所納税推進担当→とりまとめ店→取扱店) | | | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">金融機関 コード</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> | 金融機関 コード | |
| 金融機関 コード | | | | | |

別紙4 口座振替納付書受領書

| | | | | | |
|---|------------|-------|--|-------------|--|
| <h2 style="margin: 0;">口座振替納付書受領書</h2> | | | 4 - 2 | | |
| (取扱店) | | | 令和 年 月 日 | | |
| (宛先) 京都市 長 _____ 様 ⑩ | | | | | |
| 令和 年度 | | | 月納期分納付書を次のとおり受領しました。 | | |
| 送付 | 振替不能(振替停止) | 差引振替済 | 納期限(振替日) | | |
| 枚 | 枚 | 枚 | | | |
| 円 | 円 | 円 | 令和 年 月 日 | | |
| (取扱店→京都市市税事務所納税推進担当) | | | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">金融機関 コード</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> | 金融機関 コード | |
| 金融機関 コード | | | | | |

別紙5 口座振替結果通知書 兼 振替不能分返送書

| | | | |
|--|------------|-------------------------|-------------|
| 口座振替結果通知書兼振替不能分返送書 | | | 4 - 3 |
| (宛先) (取扱店) | | | 令和 年 月 日 |
| 京都市 長 | | | ⑩ |
| 令和 年度 | | 月納期分納付書を次のとおり振替手続きしました。 | |
| 送 付 | 振替不能(振替停止) | 差引振替済 | 納期限(振替日) |
| 枚 | 枚 | 枚 | |
| 円 | 円 | 円 | 令和 年 月 日 |
| 【納付書交換金融機関】 | | | |
| ・振替後すみやかに振替不能枚数・金額、差引振替済枚数・金額を記入のうえ、振替不能分の納付書を添えて返送すること。 ・振替不能分の各納付書には、該当する振替結果コードに○印をする又は不能理由を余白に記入すること。 | | | |
| (取扱店→京都市市税事務所納税推進担当) | | | 金融機関 コード |

別紙6 口座振替納付書集計票 兼 手数料予備請求書付表

| | | | |
|--|------------|----------------------|-------------|
| 口座振替納付書集計票兼手数料予備請求書付表 | | | 4 - 4 |
| (取扱店) | | | 令和 年 月 日 |
| _____ | | | ⑩ |
| 令和 年度 | | 月納期分納付書を次のとおり振替しました。 | |
| 送 付 | 振替不能(振替停止) | 差引振替済 | 納期限(振替日) |
| 枚 | 枚 | 枚 | |
| 円 | 円 | 円 | 平成 年 月 日 |
| (注) 1. 取扱店は、振替手続後すみやかに取りまとめ店に送付すること。 2. 取りまとめ店で集約し、口座振替取扱手数料予備請求書に添付のうえ、指定金融機関経由で京都市長あてに送付すること。 | | | |
| (取扱店→とりまとめ店→三菱UFJ銀行京都支店→京都市会計室) | | | 金融機関 コード |

別紙7 京都市市税 口座振替停止通知書

令和 年 月 日

京都市市税 口座振替停止通知書

(金融機関番号)

銀行・信用金庫
支店・出張所

京都市市税事務所
担当：納税推進担当（口座振替）
TEL 075-222-3390
FAX 075-213-5480

下記の振替依頼分について、口座の振替を停止してください。

記

| | |
|------|--|
| 依頼税目 | |
|------|--|

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

| | |
|-----|----------|
| 振替日 | 令和 年 月 日 |
|-----|----------|

| 店舗番号 | 口座種別 | 口座番号 | 預金者名 |
|------|------|------|------|
| | | | |

| 顧客番号（照会用コード1） | | | | | 照会用コード2 | | | | | 納税義務者名 | 振替額 (円) |
|---------------|--------|----|---|----|-----------|----------|----------|---------|--------|--------|------------|
| 税目 | 納税者コード | | | | 整理 No. | 調定 年度 | 年度 相当 | 調定 月 | 期 別 | | |
| | 区 | 学区 | 町 | 氏名 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |